

策定年月	平成18年 8月
変更年月	令和 3年 2月

農業経営基盤の強化の促進に
関する基本的な構想

令和3年

福 島 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	福島市の位置、気候、農業の現状	1
2	農業構造の変化	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
4	農業経営基盤の強化の促進に関する具体的な方策	2
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1	地区別の営農類型の目標	5
2	個別経営体の地区別営農類型	6
3	生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	1 1
4	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	1 3
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	1 4
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1 7
第5	その他	2 7

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 福島市の位置、気候、農業の現状

福島市は、福島県中通り地方の北部に位置し、東西30.2km、南北39.1km、面積767.72km²の緑豊かで自然に恵まれた広大な市域を有している。東には、丘陵状の阿武隈高地、西には、磐梯朝日国立公園を擁する吾妻連峰があり、吾妻山系を源とする荒川、松川、摺上川等の河川が市域の東方を流れる阿武隈川へ注いでいる。市域の中央には、信夫山が位置し、四方に市街地が開け農用地、森林へと広がりを見せ、気象概況は、奥羽山脈と阿武隈山地に囲まれた盆地特有の内陸性気候を示している。

このような立地条件を背景に、中央部の土地は平坦で田園地帯が広がり、北部、西部は全国でも有数の果樹地帯が形成され、東部は野菜地帯、南部は水田地帯となっている。

一戸当たり平均の経営耕地面積が少ないため、家族労働力を中心とした集約的な作目が導入されてきた結果、水稻、果樹を基幹作物に野菜、畜産、花き、施設園芸等を組み合わせた複合型農業経営が定着し、都市近郊に位置する有利性を踏まえた多様な農業生産が展開されてきた。

農業生産の基盤である農地等の土地基盤については、それぞれの地域、土地条件等に応じた整備を行い、高性能農業機械やICT（情報通信技術、以下同じ。）等の先端技術の導入等によって農業生産性の向上を図ることとしている。

2 農業構造の変化

農林業センサス（H27）に基づく本市の総農家数及び農業の中心的な役割を担っている主業農家は、いずれも減少傾向にあり、また、準主業農家、副業的農家も減少している。

農業就業人口を年齢階層別に見ると、全体的には減少傾向にある中で「60～64歳」が14.9%、「65歳以上」が62.9%と60歳以上の階層が8割程度を占め、農業従事者の高齢化を裏付け、今後もこの傾向が続くものと思われる。

経営耕地面積は全体的に減少しており、経営耕地を規模別に見ると、1.0ha未満が全体の約56%を占めている。

一方、中山間地域を中心に、兼業化、高齢化や農業後継者の不足等による遊休化した農地が増加している傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積の遅れや、さらには、鳥獣被害の拡大による耕作の意欲低下が周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがあると考ええる。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

このような情勢の中で、農業を本市の基幹産業として今後も振興していくためには、農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものになることが重要である。

そのためには、おおむね10年後の育成すべき農業経営基盤の強化の目標を明らかにするとともに、その実現に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための施策を関係団体等と連携しながら総合的かつ集中的に実施することにより、本市農業の再生・発展を図るものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の育成の推進目標

地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）の水準を達し、地域の他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得が、個別経営体1戸当たり510万円以上（主たる従業者1人＋補助従事者0.5人）、主たる従事者1人当たり440万円以上を確保することができる、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目標とする。

年間農業所得	年間総労働時間
個別経営体1戸当たり 510万円以上 主たる従事者1人当たり 440万円以上	主たる従事者1人当たり 1,900時間

(2) 新規就農者等の確保・育成の推進目標

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標

本市において、令和元年度の新規就農者は27人であり、昭和50年以降では、昭和53年の52人をピークに年々減少傾向にあったが、近年はほぼ横ばいの状況となっており、過去10年間では毎年20名程度が就農している。

今後の農業生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的に確保していく必要がある。

そのためには、就農希望者に対して、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面の指導については、農林事務所農業振興普及部や農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域農業の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと育成していく。

イ 確保・育成すべき人数の目標

福島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成目標220人以上を踏まえ、年間40人程度の当該青年等の確保を目標とする。

ウ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を将来実現することを基本とする。

そのため、本市の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人当たり1,900時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始後5年後には(1)に示した効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の60%とし、個別経営体1戸当たり310万以上、主たる従事者1人当たりの年間農業所得260万以上、達していることを目標とする。

年間農業所得	年間総労働時間
個別経営体1戸当たり 310万円以上 主たる従事者1人当たり 260万円以上	主たる従事者1人当たり 1,900時間

4 農業経営基盤の強化の促進に関する具体的な方策

農業経営者及び農業関係機関等の意向を尊重し、農業経営の基本的条件を十分に考え、経営者、関係機関等が地域農業の振興を図るための自主的な努力を助長する。

また、意欲と能力のある者が農業経営の安定、強化をめざす際には、農業経営基盤強化促進事業等を実施し、これを支援する。

農業関係機関等が相互に連携し、農業経営の安定、強化をめざす農業者を育成、指導するため、福島市地域農業再生協議会が中心となって協議調整を促進する。

さらに、これら農業者等に対する細部にわたる幅広い指導体制により、自らが将来の地域農業の方向について選択・判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や農業関係者等との連携が図られるよう誘導する。

次に、土地利用型農業による農業経営改善で経営の安定、強化を図ろうとする農業者に対しては、市農業委員会による掘り起こし活動を活発化し、農地の出し手と受け手に係る

情報を詳細に把握し、適切に両者を結びつけて利用権設定等を進める。その際、農地の集団化、連担化によって農業者に農用地が利用集積されるよう調整を図り、生産性の向上に努める。

(1) 担い手育成について

本市農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、地域での話し合いに基づき作成する「人・農地プラン」の実質化を推進し、将来にわたり地域の中心経営体として位置づけられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、認定農業者や認定新規就農者（法第14条の4第1項の規定による）青年等就農計画の認定を受けた農業者）等の確保・育成を基本とし、個別担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、さらにJA出資型農業法人や農業参入企業等の地域の実情に応じた多様な担い手を育成する。

(2) 農用地の利用集積について

農用地の利用集積を進めるにあたっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号、第2条第3項））の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用実態に配慮して農用地の面的にまとまった形での円滑な利用集積（以下「面的集積」という。）を推進する。

また、水田農業等土地利用型が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

さらには、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休化するおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

(3) 認定農業者及び認定新規農業者への指導について

地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第12条第1項）の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体をいう。以下同じ。）及び認定新規就農者（法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者又は組織経営体をいう。以下同じ。）の経営改善に資するよう団体構成員間の役割分担を明確にし、認定農業者育成、家族経営協定の推進、集落営農の組織化・法人等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業の受委託組織の育成と啓蒙普及を行い、地域実情に即した形態により、実質的な作業単位の拡大を農地貸借の促進と合わせ農業経営の規模拡大を図る。

さらに、集約型農業による経営展開においては、農業関係機関等の指導のもとに優良品種等への更新等による高収益化や新規作目の導入の産地化を促進する。

(4) 法人化の推進について

生産組織は、効率的な生産単位を形成すると同時に、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）へ移行する出発点をなすものである。このため、オペレーターの育成、受委託の促進を図り地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成し、経営の効率化を図り法人形態への誘導を図る。

(5) 集落営農の推進について

効率的かつ安定的な農業者と小規模な兼業農業者、生きがい農業を行う高齢農業者、賃借や農作業委託で作業を行わない農業者等との間で補助労働力の提供などによる役割分担を明確化し、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ地域全体の発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならずその他サラリーマン農業者等にも、本法及び諸政策に基づく農業経営基盤の強化、構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度、法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、望ましい経営体の育成施策の中核をなすものであり、認定農業者・認定新規就農者への農業委員会の支援による農用地の集積はもちろんのこと、その他支援措置についても関係機関等にも協力を求めながら広範囲に実施されるよう努める。

(6) 女性農業者の経営参画促進について

農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定及び農業経営改善計画認定の共同申請を推進するとともに集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に参加を呼びかける等、地域農業への積極的な参加・協力を促進する。

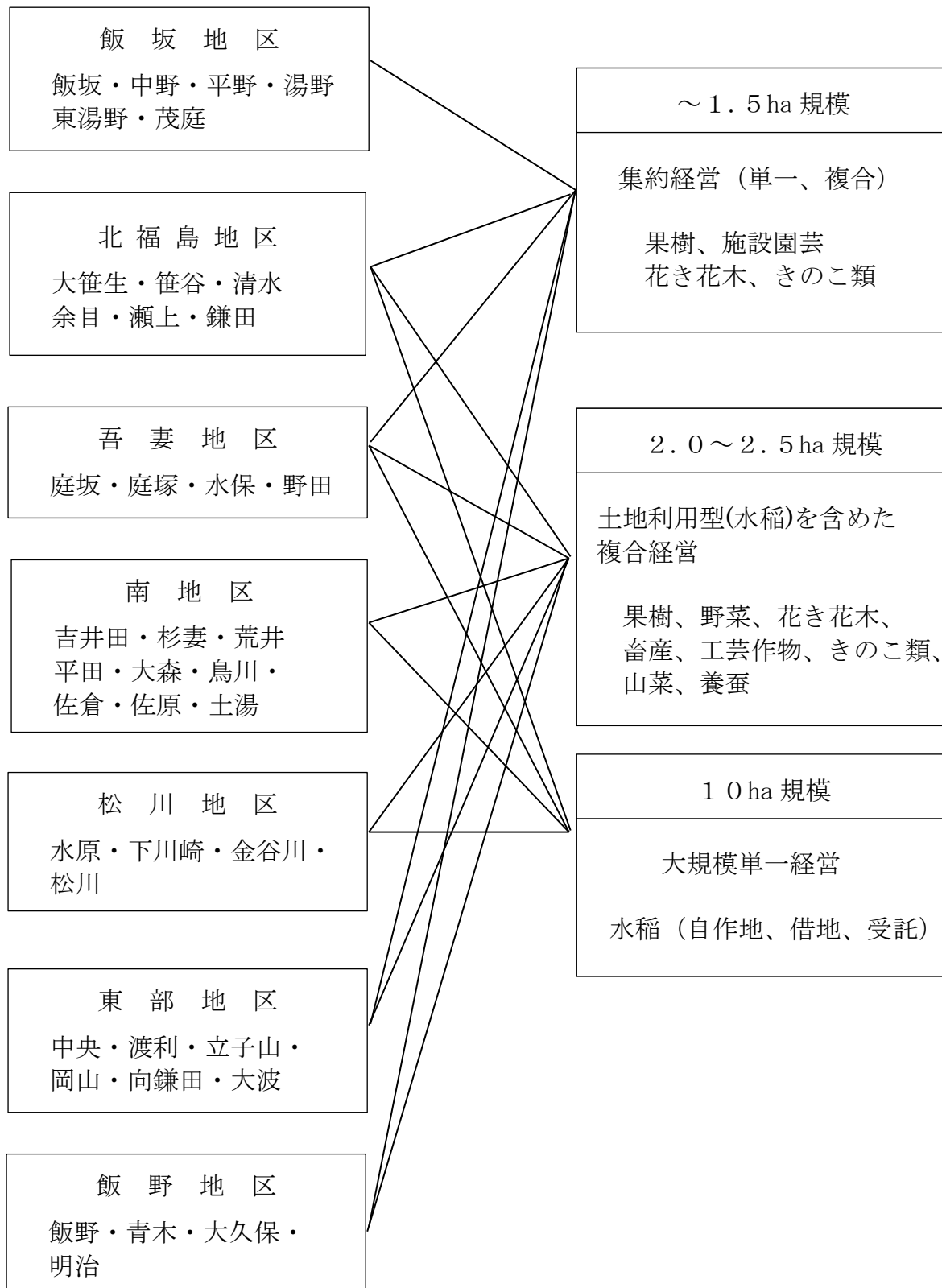
(7) 認定農業者の育成・確保に向けた取り組みについて

認定農業者を育成・確保していくためには、就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面の指導については、農林事務所農業振興普及部や農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域農業の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと育成していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として現在福島市及び近隣市町で展開されている優良事例を踏まえつつ、福島市における主要な営農類型を示すと次のとおりである。

1 地区別の営農類型の目標



2 個別経営体の地区別営農類型

(1) 飯坂地区

モモ、リンゴを中心に一部にブドウ、ナシ、オウトウを組み合わせた果樹単一経営が多く、水稲は補完作物となっており、摺上川流域の農用地は、水田、果樹園を中心として、普通畑が混在している。

リンゴの低樹高化の推進やオウトウ、ブドウは雨除け施設の整備拡充を行いながら、農作業の省力化、低コスト、高付加価値農業を展開し、畑地かんがい事業による多目的スプリンクラーなどの施設の更新を積極的に行う。

また、複合性フェロモン剤の利用により、持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。

消費者ニーズに合った高品質果実の生産、農産物直売や農産加工・販売など等の活動を推進し、多様なチャンネルを利用した農業経営の展開を図る。

(2) 北福島地区

果樹、水稲を中心とした経営が主体で、一部に野菜を組み合わせた複合経営も行われており、松川流域の水田、果樹地帯の有効利用を図るため県営ほ場整備事業（担い手育成型）による団地化により、優良農地としての活用が図られている。

果樹については、施設化による安定生産に努めると共に優良品種への改植や品種更新等を実施し、生産性の向上を図る。また、複合性フェロモン剤の利用により、持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。

水稲においては、省力化、低コスト化を図り、農地の利用集積等を推進する。

(3) 吾妻地区

当該方部は伝統あるナシの生産地として知られており、畑地かんがいを利用したナシ、リンゴ、モモなどの果樹を中心に水稲、花き・花木を組み合わせた複合経営が行われており、天戸川、須川流域に広がる農用地のうち、畑地かんがい事業やほ場整備事業の完了した農用地を有効利用し、生産性の向上と果樹団地化が図られている。

特に果樹については、複合性フェロモン剤の利用により、持続性の高い農業生産の実施、ナシのジョイント栽培、リンゴの低樹高化の推進によって省力化・低コスト化に結びつくように誘導する。

小ぎくを中心とした花き・花木は、促成栽培の推進を図りながら、周年出荷体制を構築している。

水稲については、概ねほ場整備が完了しているため、生産性の向上や省力化のため、農作業の受委託や農地の利用集積を図る。

酪農については、大規模経営による自給飼料の作付拡大も進んでいることから、生産性の向上や収益性の向上を図り、農地集積による遊休化対策を推進する。

(4) 南地区

水稲に果樹を組み合わせた複合経営と花き・花木を中心とした経営が主体となっており、果樹についてはリンゴを主体にモモ、ブドウや花きの小ぎくなどが栽培されている。また、補完作物として野菜が導入されている。

果樹では、リンゴ・モモの低樹高化を推進し、省力化及び高品質果実生産の推進に取り組む。また、複合性フェロモン剤の利用により、持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。ブドウにおいては、消費者ニーズに沿った高品質果実の生産や種なし栽培と短梢栽培を組み合わせた省力栽培を推進する。

酪農については、大規模経営による自給飼料の作付拡大も進んでいることから、生産性の向上や収益性の向上を図る。

(5) 松川地区

水稲・野菜・果樹・花きによる複合経営となっており、地域の相当部分を占める水田は、ほ場整備が完了しており、今後は優良農地を確保するため、再整備、かんがい排水事業などの実施を検討していく。

また、水田転作などにより、リンゴのわい化栽培とモモを中心とした果樹と、きゅうりと花きの作付けが増加し、水稲を中心とした複合経営が確立されている。

今後も、ほ場整備の完了した水田については、機械化、省力化を図るため、機械の共同利用を推進し、既存施設の有効利用を図るとともに、農地の利用集積や認定農業者をはじめとする担い手を育成しながら、経営の組織化を進めていく。

酪農については、大型経営による自給飼料の作付拡大も進んでいることから、生産性の向上や収益性の向上を図る。

(6) 東部地区

きゅうりを基幹作物とした施設園芸の産地形成がされており、ハウスの大型化や装置の導入が図られ、栽培技術も高位平準化し集約的な栽培が普及している。

きゅうりについては土づくりの推進を行い、土壌診断により適正施肥を図り、環境制御による増収や生産の安定化を推進する。

また、都市近郊地の立地条件を活かし、葉菜類の野菜の生産も盛んで野菜専業農家も多く、山間部においては、肉用牛を飼養管理しているほか果樹や花き・花木の生産も行われている。

今後も、野菜を基幹作物とし、産地化を図るとともに、山間部においては、地域に適した品種の導入により水稲、果樹、花きなどの振興を推進し、既存施設、機械の効率的利用を行い経営の安定を図る。

(7) 飯野地区

当該地区の大部分は丘陵地に広がる傾斜地の畑であり、水稲を中心とした野菜・果樹・畜産・花きとの複合経営が行われ、施設園芸の導入が図られている。水稲においては、省力化、低コスト化を推進し、ライスセンターの活用とあわせて、作業・機械の共同化及び作業受委託の組織化を進める。

今後も、既存施設園芸の作型・品種の改善による高収益化や新規作目を導入し産地化を図り、経営の安定を図る。

また、大部分の水田については、ほ場整備が完了しているが、一部未整備地区の整備を検討し、農地としての積極的利用を進める。

【個別経営体】

営農類型	経営規模	作 目 構 成	資 本 装 備 等
果樹単一	1. 3ha	リンゴ 0. 8ha モモ 0. 5ha	スピードスプレヤー 1台 軽トラック 1台 乗用草刈機 1台 作業車 1台 ^{ほか}
果樹単一	1. 2ha	ブドウ 0. 6ha モモ 0. 6ha	スピードスプレヤー 1台 軽トラック 1台 乗用草刈機 1台 作業車 1台 ^{ほか}
果樹単一	1. 4ha	リンゴ 1. 0ha ナシ 0. 4ha	スピードスプレヤー 1台 軽トラック 1台 乗用草刈機 1台 作業車 1台 ^{ほか}
果樹単一	1. 0ha	リンゴ 0. 4ha モモ 0. 5ha オウトウ 0. 1ha	スピードスプレヤー 1台 軽トラック 1台 乗用草刈機 1台 作業車 1台 ^{ほか}

営農類型	経営規模	作目構成	資本装備等
果樹＋野菜	1. 1ha	モモ 0. 9ha いちご 0. 2ha	スピードスプレヤー 1台 軽トラック 1台 乗用草刈機 1台 作業車 1台 ハウス 3棟 ^{ほか}
果樹＋水稲	2. 9ha	リンゴ 0. 8ha モモ 1. 0ha 水稲 1. 1ha	スピードスプレヤー 1台 田植機 1台 トラクター 1台 バインダー 1台 脱穀機 1台 作業車 1台 ^{ほか}
果樹 ＋花き花木	1. 2ha	リンゴ 0. 7ha 小ギク 0. 5ha	スピードスプレヤー 1台 トラクター 1台 ロータリー 1台 作業車 1台 ^{ほか}
果樹 ＋花き花木	1. 9ha	ナシ 1. 0ha りんどう 0. 9ha	スピードスプレヤー 1台 トラクター 1台 ロータリー 1台 ^{ほか}
水稲＋果樹	3. 2ha	水稲 1. 6ha リンゴ 1. 6ha	スピードスプレヤー 1台 田植機 1台 トラクター 1台 コンバイン 1台 作業車 1台 ^{ほか}
水稲単一	30. 0ha	水稲（移植） 14. 0ha 水稲（移植・飼料用米） 10. 0ha 受託 6. 0ha	（中型機械化一貫体系） 田植機 1台 トラクター 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 ^{ほか}
水稲 ＋花き花木	1. 8ha	水稲 1. 0ha 小ギク 0. 5ha りんどう 0. 3ha	トラクター 1台 田植機 1台 バインダー 1台 脱穀機 1台 ハウス 2棟 ^{ほか}
水稲＋果樹 ＋野菜	2. 0ha	水稲 1. 0ha 柿 0. 3ha リンゴ 0. 5ha きゅうり 0. 2ha	トラクター 1台 田植機 1台 バインダー 1台 脱穀機 1台 スピードスプレヤー 1台 作業車 1台 ^{ほか}

営農類型	経営規模	作 目 構 成	資 本 装 備 等
施設野菜	0. 6ha	きゅうり (促成・半促成) 0. 3ha (抑 制) 0. 3ha	トラクター 1台 暖房機 4台 ハウス 4棟 ^{ほか}
花き花木	1. 9ha	小ギク 0. 9ha ヒガンザクラ 1. 0ha	トラクター 1台 ハウス 4棟 促成室 1室 ^{ほか}
酪農＋水稲	1. 6ha	乳用牛 30頭 水 稲 1. 6ha	トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 バルククーラー 1台 パイプラインミルクカー 1式 バークリーナー 1台 堆肥舎 1棟 牛舎 1棟
肉用牛＋水稲	4. 0ha	肉用牛 40頭 水 稲 4. 0ha	トラクター 1台 田植機 1台 コンバイン 1台 堆肥舎 1棟 牛舎 1棟
酪農単一	12. 0ha	乳用牛 40頭 草地飼料畑 12. 0ha	トラクター 1台 牛舎 2棟 パイプラインミルクカー 1式 バルククーラー 1台 ダンプ 1台 バークリーナー 1台 ロールベアラ 1台 堆肥舎 1棟 ^{ほか}

【組織経営体】

営農類型	経営規模	作 目 構 成	資 本 装 備 等
水稲＋果樹	12. 0ha	水 稲 10. 0ha リンゴ 1. 0ha モモ 1. 0ha	(中型機械化一貫体系) 田植機 1台 トラクター 1台 コンバイン 1台 乾燥機 1台 スピードスプレーヤー 1台 作業車 1台 ^{ほか}

〈地方別経営類型の設定条件〉

- 1 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもので、これに係る経営類型ごとの農業経営指標の前提となる労働力構成については、主たる従事者1人、家族補助従事者1人を基本とした。
- 2 「組織経営体・集落営農」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、有限会社、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）で3世帯の協業組織とし、主たる従事者3人、補助従事者3人を基本とした。
- 3 営農類型の表記は、農産物販売金額第1位部門の販売金額が農産物総販売額の80%以上を占めるもの（単一経営）は第1位部門を表記し、60%以上80%未満のもの（準単一複合経営）は第1位及び第2位の部門を併記し、60%未満のもの（複合経営）は「複合経営」と表記した。
- 4 経営類型は、「福島県農業経営（生活）計画策定指標（平成12年12月福島県農林水産部農業経営指導課作成）」等を基礎に令和元年度現在の各地域の現状を踏まえ策定した。

3 生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態に関する指標

<p>生産方式</p>	<p>① 指標達成のための技術等 《共通事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地条件や長年にわたり培われてきた産地体制を基盤に果樹・水稻を基幹作物として、野菜・畜産・花き・花木等を組み合わせた複合経営を推進し農産物のブランド化に努める。 ・産地体制を維持・発展させるため担い手グループや中核農家の育成を図るとともに、女性農業従事者や新規参入者等を含め、多様な担い手対策に努める。 ・複合経営では労働時間の平準化を図るため、労働時間を考慮した作目の組み合わせに努め、農産物の周年出荷体制により経営安定を図る。 ・耕種部門と畜産部門との連携により土づくり等の地力増強を図り、安定生産と品質向上に努める。 ・作物の特性に応じた生産振興対策や品質向上対策により、高品質農産物の生産と収益性の高い農業経営の確立を図るとともに、付加価値の高い農産物の生産・加工に努める。 ・化学肥料、農薬の削減等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業に取り組むとともに、持続可能な農業経営を確立するため環境保全・労働安全等に配慮したGAPの認証取得に努める。 ・地域ブランドの確立を図るため、系統出荷体制の強化と集出荷施設及び流通施設の整備を行う。 ・農業に関する情報を迅速に把握し、農業生産・農業経営に有効活用するため農業情報力の強化に努めるとともに、ICTなど先端技術を活用したスマート農業を推進し生産性の向上を図る。 <p>ア. 水 稲</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 大規模経営では生産コストの低減を図るため、担い手への農用地の利用集積による規模拡大、農作業及び農業機械の共同化や農作業受託組織の育成、水稻直播栽培の導入に努める。 (イ) 立地条件及び規模拡大に対応する作業期間を確保するため、地域の実情に応じた適切な品種導入や組み合わせを行う。また、主食用米の需要動向をとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。 <p>イ. 野 菜</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 多様化する消費者ニーズや国内外の産地間競争に対応するため、地域の特性に適合した作目・品種・作型の導入と集団化による周年出荷体制の確立を図る。 (イ) 産地体制を維持発展させるため、施設栽培をさらに進めるとともに、自動灌水システムやハウス自動開閉装置の導入等による省力化栽培技術の活用に努める。 (ウ) 労働時間の短縮と作業の省力化・効率化を図るため、共同利用機械の整備や集出荷施設の有効利用に努める。 <p>ウ. 果 樹</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 既存産地の改植等による再整備や遊休農地の活用により、産地体制の充実を図る。 (イ) 多様化する消費者ニーズや国内外の産地間競争に対応するため、品質向上と安定生産に向け、優良品種導入による品種構成の適正化に努める。
-------------	--

(ウ) 薬剤散布は、スピードスプレーの導入と共同防除組織の育成に努める。また、複合性フェロモンの利用により、持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。

(エ) 露地栽培を基本とするが、労働時間の平準化や高品質生産を図るため、リンゴの低樹高化やオウトウ、ブドウでは雨除け栽培を推進する。

(オ) 防災・被害防止対策により安定生産を図るため、防風ネット・防霜ファン・電気柵等の導入に努める。

(カ) 光センサー等の共同選果施設の導入とあわせ、流通施設の再編を行い系統出荷体制の強化及び品質向上に努める。

エ. 花き花木

(ア) 多様化する消費者ニーズや市場の大型化、産地間競争に対応するため、多品目化・高品質化を推進するとともに、施設化と作型分化により周年出荷体制を確立する。

(イ) 省力機器導入による生産性の向上を図るとともに、予冷施設・集出荷施設の整備等により流通改善を図る。

(ウ) 開花調整技術の導入により、需要期開花率の向上を図る。

オ. 工芸作物

(ア) 栽培管理用機械の整備により省力化を推進する。

(イ) 土壌改良により地力の増強に努めるとともに、連作障害を回避させるため、クリーン作物栽培の普及を図る。

(ウ) 自然薯やこんにゃく芋などは、在来種の選抜により優良種いもを確保し、良質で生産性の高い種いも生産に努める。

カ. 畜産

(ア) 専業・大規模酪農経営にあっては、乳用牛群検定成績を活用した牛乳生産を進めるとともに、自動給餌システム、フリーストール・ミルクキングパーラー方式、搾乳ロボット等の導入により省力化を進める。

(イ) その他の規模の酪農経営では、パイプライン、バークリーナーを設置し、TMR給与方式の導入等により労働生産性を高めていく。

(ウ) 肉用牛は、飼養管理技術の改善及び経営内繁殖肥育一貫経営や地域内一貫生産体制の構築を進める。

(エ) 酪農ヘルパーや乳用牛育成の県外預託を活用することにより、労働力の負担軽減を図る。

(オ) 糞尿の処理については、堆肥として農用地への土壌還元利用を基本とし、飼養規模に合った施設の整備を進める。

キ. 菌茸

(ア) しいたけ原木栽培においては、完熟ほだ木を作り、発生を安定させるため管理方式の向上に努める。

(イ) 使用品種及び労働力の見直しを行い、効率的な経営規模、栽培体系の整備を図る。

② ほ場大区画化、農用地の集積・集約及び規模拡大

ア. 効率的な作業が可能となるようなほ場区画の整備及びほ場の大区画化を図る。

イ. 一戸当たりのほ場分散数が多い現状を踏まえ、農地中間管理事業の活用や土地利用調整活動等による農用地の利用集積・集約や経営の規模拡大を図る。

ウ. 受託作業の円滑な推進が図られるようほ場区画の整備、ほ場の集団化を進めるとともに、農道・用排水路の整備を図る。

<p>経営管理の方法</p>	<p>ア. 経営の現状を点検し、経営改善計画を立てる。 イ. 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて法人化を検討する。なお、生産組織については、経営の効率化・近代化を図り、熟度の高いものから法人化を検討する。 ウ. 経営の合理化・健全化を進めるため、簿記記帳の実施により経営と家計との分離を図る。また、青色申告を実施する。 エ. 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。 オ. 経営体の経営体質を強化するために自己資本の充実を図る。 カ. 農業者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等に積極的に参画する。 キ. 有利な販売に努めるため、地区全体でマーケティング活動等を行い経営の安定に努める。</p>
<p>農業従事の態様</p>	<p>① 個別経営体 ア. 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。 イ. 農業者の健康維持・増進を図るため、保健事業の充実を図るとともに重要な役割を担う女性農業従事者や高齢農業従事者が、無理なく能力が発揮できるような健康管理及び農業労働環境の整備を図る。 ウ. 農作業機械等の取り扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。 エ. 雇用者の確保により過重労働を防止する。 オ. 雇用者の福祉向上を図るため社会保険への加入に努める。 カ. 酪農等では、他産業並みの労働時間を実現するためヘルパー制を活用する。 キ. 薬剤散布等に従事するオペレーターの健康管理を行うため、定期的な検診により健康の維持増進に努める。</p> <p>② 組織経営体 ア. 労働環境の快適化を進めるため、農作業の環境改善に努める。 イ. 労働の安全性強化のため、作業者に適する機械の導入と休憩時間の確保に努める。 ウ. 従事者全員の社会保険への加入を進める。 エ. 給料制を導入する。</p>

4 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標に向かって、現に認定農業者等が取り組んでいる優良事例等を踏まえつつ、第2の効率的かつ安定的な農業経営の指標に準ずるものとし、目標とすべき年間農業所得及び水準については、青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、第1の5で定めた目標を目指し、農業経営の所得目標を将来実現することを基本とする。

また、農業法人等への雇用により、就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。このため、農業法人等への就業後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

本市では、家族労働力をベースに水稻・果樹を基幹作物に、野菜・畜産・花き等を組み合わせた複合経営が定着しているが、今後も家族労働力を中心とした個別経営体（農家）を中心に担い手農家の確保・育成を図っていくものとする。

1 担い手農家の形態

・個別経営体…家族労働力による経営で主たる従事者1名、家族補助従事者1～3名
・組織経営体…3戸の農家の協業組織（主たる従事者3名）
・新規参入者

(1) 個別経営体（農家）の役割と相互調整

個別経営体（農家）は、相互に意志を尊重し調整を図りながら、目標達成に努める。

ア 他産業並みの所得を達成している個別経営体（農家）の維持確保

- ・複合経営農家で目標達成している個別経営体（農家）の維持確保
- ・単一経営（果樹、施設野菜、花き・花木等）で目標達成している個別経営体（農家）の維持確保

イ 他産業並みの所得到達可能な個別経営体（農家）の育成

- ・新規作目及び作目転換による目標達成
複合経営等では収益性の高い作目や優良品種等への更新により、目標達成に努めるが、労働力が不足する際は、小規模の個別経営体等から補助労働力等の提供を受けるほか、臨時的な雇用も検討する。
- ・規模拡大による目標達成
複合経営や単一経営で目標到達可能な個別経営体を育成するため、諸制度を活用し小規模個別経営体等の意向を尊重しながら、農地の流動化による賃借や農作業受託等を推進する。なお、規模拡大にあたって労働力が不足する際は、小規模の個別経営体等から補助労働力等の提供を受けるほか、臨時的な雇用も検討する。

(2) 組織経営体

生産組織は、効率的な生産単位を形成すると同時に農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として、貴重な位置づけを持っており、農作業受託促進等を図ることにより、地域農業の実態に応じた生産組織に育成するとともに、経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、関係農家の意向等を尊重しながら法人形態への誘導を図る。

なお、育成にあたっては、法人経営体の持つ経営管理能力、資金調達力、信用取引力の向上、雇用労働関係の明確化、雇用労働者の福祉増進、新規就農者の確保等の利点の周知に努めるとともに、設立手続きや経営上の諸問題についての相談、指導体制の整備に努める。

(3) 新規参入者

新規参入者は、農業のおかれた立場、周囲を取り巻く状況を的確に把握したうえで事業計画に基づいた収支計画書等の明確な目標や意欲と能力のある者が就農するが、農地取得や運転資金等の初期投資が大きくなることをはじめ、資金調達、農業技術の習得、地域社会との調和等で解決すべき課題が多い状況にある。

新規参入者については、これら状況等を踏まえ農地取得等の初期投資に伴う経営圧迫を軽減するため、当初は賃借等による営農開始等を指導し、農業経営が軌道に乗った段階で農地取得等に誘導する。

なお、新規参入者の経営意欲や技術取得意欲に対応するため、新規就農に関する関係指導機関等と連携を保ち適切な指導にあたりながら、担い手農家の一翼として期待していくものとする。

2 小規模の個別経営体（農家）の意志の尊重

高齢化や担い手不足等からの不作付け地等の増加が懸念されるので目標達成農家や目標達成可能農家に利用集積を図るため、諸制度を活用して賃借等の農地の流動化や農作業受託組織育成により農作業委託等に誘導するものとするが、その際は、小規模個別経営体等の営農継続の意志等を十分尊重する。

生きがい農業に対してはその意志を尊重するとともに、賃借や農作業受委託により農作業を行わない農家については効率的かつ安定的な農業経営を営む者の補助労働力等の提供などで役割を明確にする。

3 女性の担い手

女性が経営者として活躍している販売農家の割合は5%を占めるほか、農業就業人口でも過半数を占めている。特に、集約的な部門を組み合わせた複合経営が多く、機械化ができない作業部門では、女性労働の占める割合が高く、農業経営では重要な役割を担っている。

今後は、これら女性の意欲と能力が発揮できるよう家族経営協定の推進等をはじめ、環境整備や研修体制の整備等を図りながら、個々の経営体や地域農業において期待される役割に応じた位置づけの明確化等、その能力を十分発揮していくための条件整備を推進する。

4 高齢者

農業従事者の高齢化の進行は、農業生産の停滞や地域の活力低下等の要因になっているが、一方、農家の高齢者は農業生産や地域活動で重要な役割を果たしている。今後も定年退職者等が中心となった地域農業の活性化や、地域社会の生活向上等の面で新たな展開が見込まれるので、高齢者の意向を尊重するとともに、体力等を考慮し、補助労働力等の提供などにより効率的な農業経営の推進の一部分を担うものとする。

5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備考
75% なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められている。農地中間管理事業等を活用し、面的集積を図りながら、効率的かつ安定的な経営体に利用集積された農用地の割合を高めていくことを目標とする。	

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については、耕起・代かき、田植え・播種、収穫・脱穀、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積の割合の目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

6 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市の平坦部では、水稻を主体とする土地利用型農業や、果樹、水稻を中心に一部野菜を組み合わせた複合型経営が展開され、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、市の中山間部の農地は急傾斜のため、面的な基盤整備は困難なことから、生産性も低く、農業経営上不利な条件となっている。あわせて、近年の高齢化や後継者不足等により生産性の低い農地を中心に耕作放棄地が増加傾向にある。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用ビジョン

市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測され、受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

このため、基盤整備が完了した農地は引き続き優良農地として保全するとともに、今後は地域の現状に応じた小規模な基盤整備や、施設整備事業を推進し、農作業の効率化と生産性の向上を図り、担い手や安定的な経営体への農地の利用集積を促進し、耕作放棄地の発生抑制及び解消に努め、農用地等の保全と有効利用を図る。

(3) 農用地利用ビジョン実現に向けた取組及び関係機関及び関係団体との連携等

市の農業生産の基幹である水稻、果樹、野菜を中心として花卉、畜産を加えた地域複合型の農業振興を図り将来の農用地利用ビジョンの実現を図るため、農地の基盤整備と流動化を計画的に進めながら、効率的に農用地を利用する。

なお、そのために関係機関等との間で農用地に係る情報の共有化を進めるとともに、市関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び福島市地域農業再生協議会等による連携体制を整備する。

[農用地利用ビジョンの実現を図るための施策]

施策名	地区名	実施年度	施策の概要等
農地中間管理事業	福島市内全域	平成26年度～	農地中間管理機構が行う農地利用調整活動への支援

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

福島市は、福島県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に沿って、当市の農業の地域特性である複合経営を活かしながら多種多様な農業生産の展開や兼業化・高齢化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針により農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- ア. 北西部では県営ほ場整備事業が実施されており、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件を活かすため、利用権設定等促進事業を実施するが、特に換地と一体的な利用権設定を推進し、担い手が連担する条件下において効率的な生産が行えるよう努める。
- イ. 南地区や松川地区は、本市水田面積の約50%を占める穀倉地帯であるが、兼業化率は約71%（市平均約63%）で、今後農作業の委託希望農家が増加すると思われるので受託組織育成が必要であり、委託作業希望農家サイドでは受託組織等による円滑な作業促進等が図られるようほ場条件整備に努める。
- ウ. 飯坂地区、北福島地区、吾妻地区は市内の果樹園面積の80%以上を占めるが、高齢化や担い手不足等により今後遊休農地は病虫害発生源となることが懸念されるため、共同防除組織の再編成や防除請負組織等の検討により、銘柄産地の維持に努める。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に規定する者を除く）又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - （エ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第18条第2項第6号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、**別紙1**のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払いの方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため、必要があると認められるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③までに定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から③までの規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けようとする者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に規定する者である場合については、貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「規則」という。）第16条の2第1項各号に掲げる事項について市に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同 意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を越える共有持分を有する者の同意を得ることで足りる。

(9) 公 告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示場への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、(1)の④に規定する者から(7)の⑥のイによる報告があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円滑な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認められるとき。
- ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分((7)の⑦を除く)を市の掲示場への掲示により公告する。

- ④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。
- ② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示場への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業生産法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請書の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林事務所農業振興普及部、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益財団法人福島県農業振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、福島市地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、関係機関及び団体と協力しながら生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 確保に向けた取組

就農支援センターや農業委員会、農林事務所農業振興普及部、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、就農に向けた情報の提供を行う。また、農業法人や先進農家等と連携して、研修やインターンシップの受け入れを行う。

中長期的な取組としては、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、生産者との交流や農業体験などを通して、各段階の取組を実施することで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 定着に向けた取組

① 農業者に関する情報共有と指導支援

市は、農業委員会、農林事務所農業振興普及部、農業協同組合などと連携・協力して研修や営農指導、就農前後のフォローアップなどの状況を共有しながら、巡回指導や面接を行い、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階のサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として育成する体制を強化する。そのために福島市農業後継者連絡協議会への入会を促すとともに、認定農業者等との交流の機会を設ける。また、これらの交流や農業協同組合との連携を通して、経営力の向上に向け出荷のためのアドバイスや生産物の販路の確保などの支援を行う。

③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金（経営開始型）や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については、就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については福島県農業総合センター農業短期大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農林事務所農業振興普及部や農業協同組合など、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な農業生産基盤整備、農村環境整備、農業近代化施設整備事業その他関連施策との連携に配慮し、積極的な推進に努めるものとする。

特に、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって転作で通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、農林事務所農業振興普及部、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたって、第1及び第3で掲げた目標や第

2の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行う対応等を関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るとともに、これらへの農用地利用集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施が行えるよう、福島市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成13年12月13日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月 2日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成27年 9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 3年 2月 1日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - ・対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…法第18条第3項第2号イに掲げる事項
 - ・対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - ・対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - ・対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - ・対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
…その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2（第4の1（2）関係）

I. 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農用地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供を行っている借賃等の情報を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II. 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準
Iの①に同じ。	1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。

III. 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準
Iの①に同じ。	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

IV. 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むとにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

③ 借賃の決裁方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

③ 所有権の移転の時期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農地中間管理機構が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、同機構の定めるところによるものとする。</p>